

水俣第一小学校いじめ防止基本方針（概要版）

1 はじめに

熊本県いじめ防止基本方針には、「いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育の関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命に関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。」と記されている。これらを全職員が認識した上で、本校のいじめの防止に関する基本方針を設定する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様 以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童の活動

- 学級での取組 ○児童会等の取組

イ 教職員の取組

- 集団づくり ○人権感覚・コミュニケーション能力の向上
- 情報通信機器の適切な使用 ○ストレス対処教育の実践
- 教職員の言動 ○法令遵守に関連した指導

ウ 学校全体としての取組

学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進める。

エ 家庭や地域との連携

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期かつ的確な発見と認知

わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。

定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。その際、児童と向き合う時間の確保に努める。

イ スクールカウンセラー等の活用

ウ 児童相互に相談できる体制の構築

具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会をもつ。さらに、委員会活動等を活用し、児童が気軽に相談できる体制や児童が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。

(3) いじめの認知

ア 保護者等からの通報及び相談等

学校は、保護者等からの通報や相談があった場合には、速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。

イ 教職員の気付き等

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。

「いじめの認知」にあたっては、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」（一小さいじめ対策委員会）を活用して行う。

ウ 心のアンケート等

心のアンケート等によるいじめの訴えがあった場合には、情報集約担当者に報告するとともに、速やかに教育相談等面談を行い事実確認を行う。

(4) いじめに対する対処

ア 教職員の役割

学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。

イ 一小さいじめ対策委員会による対応

一小さいじめ対策委員会においていじめを認知した場合は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

ウ いじめた児童への対応

いじめた児童に対しては、当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

エ 緊急支援員の支援依頼

必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請する。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応の中で、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との連携を行う。

4 重大事態への対応

重大事態の定義（いじめ防止推進法第28条第1項）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(1) 教育委員会への報告

重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。なお、事実関係の「疑い」が生じた段階で、報告及び調査を開始する。

(2) 重大事態の調査組織を設置

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

(3) 調査組織で事実確認を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。

(4) 調査結果の説明・公表

○調査結果を教育委員会へ報告

○調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明する。

○いじめを受けた児童及び保護者に対して調査結果から明かになった事実確認について情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

必要に応じて見直しを行う。

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件を満たしている状態ととらえる。ただしこれらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間は、3カ月を目安とする。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、市教育委員会又は「一小さいじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を見守る。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 いじめ対策のための組織「一小さいじめ対策委員会」

(1) 構成員

校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・情報集約担当・生徒指導担当・養護教諭・関係する担任（必要に応じて関係機関および外部専門家）

(2) 役割

① 定期・不定期・緊急の会議

② いじめについての相談窓口

③ いじめの疑いがある事案等についての情報の共有

④ 事案について、いじめかどうかの判定

⑤ いじめ事案についての方針の決定及び対応状況の確認・評価

○校内体制 ○関係機関との連携 ○被害者及び加害者への対応方針

○いじめが起きた集団への指導方針 ○各担当の対応状況の確認及び評価

○保護者への対応方針（被害者、加害者）

⑥ 学校いじめ防止基本方針の修正

(3) 具体的取組・対応

ア 未然防止のための取組

①基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的に検証

②教職員の基本方針への共通理解と意識啓発のための研修の実施

③児童や保護者・地域に対する意識啓発のための情報発信

イ いじめが起こった場合の対応

①いじめやいじめが疑われる行為を確認した場合、情報を集約する

②発見されたいじめ事案に対する対応方法を決定する

③対応の進捗状況を確認する

④関係機関との連携を図る

ウ その他

①いじめ防止基本方針の改訂にあたっては、児童及び保護者、関係機関等の意見を参考に、いじめ対策委員会で協議し改訂する。改訂は年に1度行う。

②いじめ防止基本方針は、ホームページ等により公表するとともに、児童及び保護者、関係機関等に説明する。

7 学校いじめ防止プログラム（別表1）

(1) 未然防止のためのプログラム

ア わかる授業づくり イ 児童会活動 ウ 学級会活動 エ 校内研修

①いじめについての基本的な考えやいじめ防止についての基本方針の共有

②各種刊行物の活用（生徒指導支援資料、「生徒指導リーフ」シリーズ等）

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

ア 定期的なアンケート（毎月）や教育相談（各学期）の実施

イ 生徒指導推進委員会による組織的対応

ウ 一小さいじめ対策委員会の実施

エ 保護者・地域との連携

(3) 「情報集約担当者」による情報収集